個人情報保護制度と学校図書館活動

-貸出記録の教育的利用・貸出記録の返却時消去・図書委員による貸出の是非をめぐってーPrivacy and Personal Data Protection

System and School Library

: A study on the Management of Circulation Records and School Librarian's Opinion

山口真也

1. 研究の目的・方法

神奈川県内の県立高等学校では、1990年代始めに、神奈川県個人情報保護条例の施行を受けて、学校図書館における読書記録の管理方法が問題視され、「ブラウン式」と呼ばれる貸出方式への一斉変更が実施されている。ブラウン式とは、貸出時に書誌情報が記載されたカードと利用者のクラスや氏名等が記載されたカードを組みあわせて管理し、返却時に2枚のカードを切り離すことで、ブックカードや個人カードに誰が何を借りたのかという情報を残さずに、貸出記録を管理できる方式である。当時、「貸出記録を返却後は保有してはならない」という理念は、公共図書館界では広がっていたが、学校図書館界では、貸出記録は読書指導や生活指導の資料として活用した方がよいという考えが根強く存在していた。こうした状況において、貸出記録を「個人情報」の一種(プライバシー情報、センシティブ情報)として積極的に捉えるとともに、その用途を資料を管理することに限定、つまり、教育指導とは切り離し、「生徒の個人情報を保護する」という観点から、貸出記録を返却後は残さない貸出方式を採用した神奈川県立高校図書館の取り組みは、非常に進歩的なものであったと言えるだろう。

しかしながら、神奈川県立高校の図書館においてブラウン式が導入されてから既に 20年近くの時間が経過している。その間、コンピュータによる貸出システムの普及や 学校図書館法の改正による司書教諭の配置義務化、子どもの読書活動の推進に関する 法律や文字・活字文化振興法の施行など、学校図書館を取り巻く環境は大きく変化し ており、貸出記録の取り扱いに関して、個人情報保護条例が施行された当時は想定されていなかったような、新たな状況を生み出すようになっている。

例えば、貸出サービスにおけるコンピュータシステムの普及は、「貸出記録を保有 しつつ、個人情報の外部漏洩を防ぐ」という、カード式では実現できなかった状況を 作り出している。カード式では、個人情報を安全に管理するためには、返却後に貸出 記録を残さないことが必須であったが、コンピュータ式では、貸出に関するデータは カウンターの上に剥き出しのまま置かれるわけではないため、必ずしも、記録を保護 することが記録を消去することには繋がらないとも考えられる。また、上記の読書推 進諸法の施行や司書教諭の配置義務化は、学校図書館が取り扱う貸出記録が持つ教育 的価値、用途を再認識させるきっかけにもなっている。著者が在住する沖縄県内の公 立小中学校図書館では、既に個人別貸出冊数の定期的報告や通知表への記載といった。 貸出記録の教育的な利用が盛んになされており↑、今後こうした動きが全国に広がっ ていく可能性もあるだろう。さらに言えば、読書推進の流れの中で、学校図書館の利 用(貸出)が増加すれば、人手不足を理由として、学校図書館担当者以外の人物、例 えば「図書委員」と呼ばれる生徒が貸出業務に関わる機会も増えていくと思われる。 生徒の委員が、貸出の事務処理を通じて、利用者の貸出記録に触れてしまうことは、 かつて神奈川県において問題視された「プライバシーが保障されない」状態を生み出 してしまうのではないだろうか。

こうした新しい状況は、自治体における個人情報保護制度上、どのように捉えられるのだろうか (違法性はないのか)。また、自治体の個人情報保護制度に早くから関わって神奈川県立高校の図書館担当者はこれらの問題についてどのように考えるのだろうか。

筆者は、以上の問題意識の下で、神奈川県内の県立高校図書館に勤務する学校図書館担当者 (学校司書)を対象とした貸出記録の管理・利用状況に関するアンケート調査を実施すると共に5、2007年8月7日に開催された「平成19年度神奈川県立学校・学校司書等研修講座」に講師として参加し、アンケート調査結果の報告をふまえて、参加者との意見交換を行った5。

本稿では、貸出記録の取り扱いをめぐる問題として、 貸出記録を教育指導などの 貸出業務とは異なる目的で利用してよいか (教育指導との関わり)、 コンピュータ 式においても貸出記録を返却時に消去するべきか、 貸出業務 (貸出記録の取り扱い) を図書委員に任せて良いか、という3つの問題を取り上げ、それぞれのケースについて個人情報保護条制度上の問題点を分析するとともに、上記のアンケート調査と意見交換の結果をふまえて、貸出記録の取り扱いに関する学校図書館担当者の見解を明らかにしてみたい。

2. 教育指導目的での貸出記録の利用の是非

2.1 個人情報保護制度と貸出記録の教育目的での利用の関係

貸出記録を教育指導目的で活用することの是非については、これまでも一部において議論されてきたが、そこで取りあげられる校種として多かったものは、小学校、または中学校であった。しかし、上述のように、読書推進を目的とする法律の施行を受けて、今後、高校の図書館においてもその問題が押し寄せてくる可能性は否定できない。

「図書館の自由に関する宣言」の解説書にも記されているように、貸出記録を本人以外の第三者に見せることについては、利用者の秘密、つまりプライバシーを侵害すると解釈されている⁷。ただし、学校図書館の場合は、学校という教育機関の内部に設置される図書館という性質上、教育指導との関わりにおいて貸出記録をプライバシーとして保護することは必ずしも妥当ではない、という議論も根強く存在する⁸。個人情報保護制度において、こうした問題はどのように捉えられているのだろうか。

2.1.1 個人情報取扱事務登録簿にみる貸出記録の利用目的

本稿が考察の対象とする神奈川県では、「神奈川県個人情報保護条例」が1990年3月30日に施行されている(最新の改正は2006年3月31日)。この条例では、「第2章実施機関が保有する個人情報の保護」(第6条から第45条)において、自治体内の機関が県民の個人情報を取り扱う際に課される義務が定められている。自治体内の機関である学校図書館もまた、個人情報保護条例に定められた義務をふまえて、利用者の個人情報を扱わなければならないことになっている。

学校図書館が管理する貸出記録を教育指導目的で利用することの是非については、神奈川県個人情報保護条例の第9条に関わると考えられる。第9条では、「実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない」と定められている。ここで言う「利用」と「提供」という概念は

やや混同されやすいが、個人情報保護制度の手引書である『かながわの個人情報保護ハンドブック』。によると、「利用」とは、「個人情報を保有する実施機関の内部において当該個人情報を使用すること」であり、「提供」とは、「個人情報を保有する実施機関が当該実施機関以外の者にその情報を渡すこと」を意味する『。貸出記録を教育指導目的で利用するという行為は、原則として学校内で行われるものであり、実施機関(教育委員会)の内部での行為となることから、厳密には「提供」ではなく、「利用」という概念で捉えなければならない。つまり、個人情報を収集した時点で明示した取り扱い目的以外にその個人情報を利用することは、本人の同意なければできないということである。

個人情報の取り扱いが「目的外」に当たるかどうかは、神奈川県個人情報保護条例第7条において定められている「個人情報事務登録簿」の記載状況によって判断されるとされている。神奈川県個人情報保護条例第7条では、「個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書」を取り扱う場合には、各実機関は、その事務の開始時点において、目的や取り扱う個人情報の種類等を、個人情報保護制度を管轄する「県民部情報公開課」へと届け出し、さらに、事業内容に変更があった場合や事業が終了した場合にも速やかに届け出なければならないとされている。神奈川県の県立高校図書館の担当者が貸出の際に取り扱う書名、利用者名等の情報(貸出記録)もまた、第7条で言う「個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書」に該当すると解釈されており、神奈川県においては、「図書貸出事務」という名称の下で、県立学校における貸出業務の登録がなされている。従って、教育指導を目的として貸出記録を利用することについての個人情報保護制度上の是非については、個人情報取扱事務登録簿における貸出事務の登録内容に従って考えなければならないということになるだろう。

個人情報取扱事務登録簿は、神奈川県個人情報保護条例第7条において、「一般の縦覧に供さなければならない」と定められている。県立学校図書館の貸出事務に関する登録状況についても、神奈川県庁舎内の「県政情報センター」にて、登録用紙をまとめたファイル簿が公開されており、さらに Web サイト上でも検索、閲覧できるようになっている¹²。

図1は、Webサイト上で公開されている学校図書館の貸出事務の登録内容であるが、まず、利用者から収集した個人情報(タイトル・利用者名等)の取り扱い目的を

確認すると、「図書貸出しの把握及び返 本請求のため」と記されていることが分 かる。また、利用範囲を記した「個人情 報を提供する範囲」には「他の機関」に ついての記述はなされていない。先に筆 者は、その実施機関の内部で、個人情報 取扱事務登録簿に記載された目的以外の 用途で個人情報を利用することは、個人 情報保護条例第9条の目的外利用に当た ると説明したが、この登録簿において、 貸出業務の目的が「図書貸出しの把握及 び返本請求のため」とされている限り、 たとえ教育目的での利用であったとして も、学校図書館担当者が、その貸出サー ビスの中で、利用者から収集した情報 (貸出記録)を、「図書貸出しの把握及び 返本請求」とは関わりのない目的で第三



図 1 神奈川県立高校図書館の貸出 事務登録状況 (一部抜粋)

者に手渡すことは、原則として許されないということになるのである。

2.1.2 個人情報取扱事務登録簿の利用目的を越えた利用の可能性

以上のように、神奈川県の県立高校の図書館においては、貸出記録を教育指導目的で利用することは、個人情報保護条例が定める義務(目的外利用の禁止)に反することになる。ただし、ここで注意しなければならないことは、事務登録簿に記載された内容は、必ずしも絶対的なものではなく、実施機関である教育委員会や担当部署の申し出によって、常時変更できるということである。例えば、学校図書館関係者が現在の登録状況に問題を感じるのであれば、実施機関である教育委員会との話し合いを経て、登録の変更を行うことは決して難しいことではない。

さらに言えば、神奈川県個人情報保護条例第9条では、「次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない」として、目的外利用や外部提供が許される例外規定も設けられている。その1つに、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急

かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき」というケースが想定されており、『かながわの個人情報保護ハンドブック』¹³ でも、その条文について、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るために利用し、または提供することが必要な個人情報で、その利用または提供に緊急性があり、かつ他に適当な代替手段がないというような場合に、収集したときの取扱目的にかかわらず、当該利用又は提供を認めようとするものである」という解説が加えられている。とすれば、教育指導のための貸出記録の利用がこうしたケースに該当する場合には、学校図書館が管理する貸出記録を教育指導目的で利用することには特に違法性はないということになる¹⁴。教育指導目的での貸出記録の利用の是非を考える上では、これらの点も合わせて総合的な判断が必要となるだろう。

2.2 貸出記録の教育指導目的での利用状況と学校図書館担当者の見解

神奈川県の個人情報保護制度では、原則として (現在の登録状況では)、貸出記録を教育指導目的で利用することは許されない。しかし、その判断は最終的には学校図書館担当者の見解に委ねられていると言っても良い。では、この問題に対して、学校図書館担当者はどのように見解を持っているのだろうか。

2.2.1 教育指導目的での利用要求の有無

学校図書館が管理する貸出記録を教育指導の資料として活用することは、終戦直後から1960年代にかけて展開されてきた「生活指導の一部としての読書指導」論の中では当たり前に捉えられてきたことである。その理論の中では、貸出記録は生徒の読書状況だけでなく、心の変化も知ることができる貴重な情報であり、ガイダンス(生活指導)にも役に立つと考えられていた「。近年の文献では、読書指導とは別に、貸出記録を児童生徒の内面把握のために積極的に活用するべきとする見解は少なくなっているものの、筆者が在住する沖縄県において事前に実施したインタビュー調査(2004年~2006年にかけて実施)では、高校の図書館においても、一部で生活指導を目的とした貸出記録の利用要求が存在することが確認されている「。アンケート調査では、以上の点を考慮して、まず、貸出記録の目的外利用の例として、貸出記録を読書指導のために用いる場合と、生徒の興味関心や内面の把握のために用いる場合(「生活指導」の場合)の2つに分けて、これまでの経験の有無を確認することとした。

図 2 と 3 はその結果を集計したものである。まず、読書指導を目的とする利用要求について、経験の有無をみると、合計88人、90.7%が「2)経験はない」と回答し、「1-1)個人の読書傾向についての問い合わせを受けたことがある」とする回答は 9 人、9.3%に止まった。質問の選択肢としては他に、「1-2)カウンターに置かれた個人カードをクラス担任等の先生がチェックしているのを見たことがある」という項目も準備していたが、この項目は選択されていない。これは、神奈川県立高校の(カード式の)図書館において、ブラウン式による貸出の実施が徹底されており、さらに、3 くの学校において、鍵のかかる引き出しに貸出中のカードを片づけるなどの配慮がなされていることの現れであるう17。

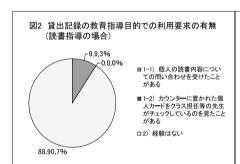


図3 貸出記録の教育指導目的での利用要求の有無 (生活指導の場合) 1,1,0% 10,10,3% □1) 経験がある □2) 経験はない □無回答

図 4 神奈川県立高校 図書館の貸出記録の管 理方法(カード式)

鍵のかかる引き出しの 中に貸出中のカード類 が管理されている





次に、生活指導を目的とする貸出記録への利用要求についてみると (図3)、「経験がある」とする回答は、読書指導を目的とした場合よりも1名多い (10人、10.3%) という結果になった。この設問では、自由記述として、過去の経験について具体的に記入するように指示しているが、その記述を一部抜粋してみると、

「メンタル面で心配な生徒について、どの様な本を読んでいるか聞かれたことがある」

「記録を見るのはなく、傾向を聞かれたことがあります。心身的に問題を抱えていた生徒だったので、担任と本人の間でも読んだ本の話しをしていたらしく、気になったようでした」

「生活態度が急にルーズになった生徒について、図書館で何を読んでいますか?と 聞かれた」

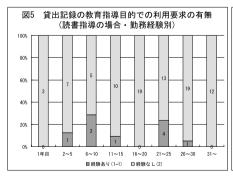
「授業で歴史上の事件について書かせたが、とても偏っている作文でびっくりしたので、今後どの様な話し方をすれば、会話できるか悩んでいる教員から、「いつもどんな本を読んでいるか」と聞かれた」

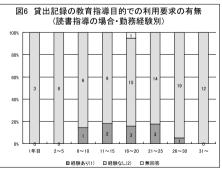
「集団行動がとれないで、毎日のように図書館にいる生徒に対して聞かれた」

「生徒指導的な対応で苦労している生徒について、「 がどんな本を読んでいる かなんて教えてもらうことは.....できないよね?」(と聞かれた)」

など、生活態度に不安を感じる生徒の情報をより多く得るための手段として、一部の 学校図書館において、貸出記録が求められている様子がみえてくる。

ただし、残りの86人 (無回答1名を除く)、88.7%はこの質問においても、「2) 経験はない」という項目を選択している。教育目的での貸出記録の利用要求については、勤務経験とともにその経験の回数が増えていくかとも思われたが、図5、6からも分かるように、勤務経験年数のグループごとに調査結果をクロスしても、それほど高い相関性は確認できない。筆者は序論において、貸出記録に対する教育指導目的での利用要求が増加しているのではないかと予測していたが、現時点では、そうした問題が起こることは非常に希であると言って良いだろう。

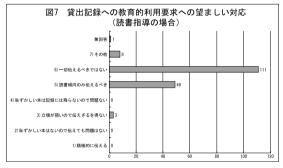




2.2.2 教育指導目的での貸出記録の利用に対する見解

上述のように、神奈川県の高校図書館では、多くの学校において(カード式の学校図書館において)ブラウン式が導入されており、資料の返却後は貸出記録が残らないようになっている。教育指導目的での貸出記録の要求が少ない背景には、こうした環境が影響しているとも考えられるだろう。しかしながら、ブラウン式とはいっても、厳密には「貸出中の記録」は一定期間残されているし、貸出記録が返却後に残らないとしても、利用者との距離が近い学校図書館では、学校図書館担当者が利用者の読書傾向をある程度、記憶していることもある。ブラウン式による貸出を実施しているとしても、クラス担任等から、読書指導や生活指導のために個人の読書傾向を知りたいと言われた場合に、「提供するか否か」という決断を迫られることがないとは言い切れない。貸出記録を教育指導の資料として活用したいという要望が寄せられた場合、学校図書館担当者はどのように対応するべきなのだろうか。

アンケート調査では、上の 2 つの質問に続いて、貸出記録の目的外利用についての学校図書館担当者の見解を問うために、「読書指導、生活指導を目的として貸出記録を求められた場合に、学校図書館員はどのように対応すればよいか?」という質



問も行っている。この質問では、選択肢として、「1) 積極的に伝える」、「2) 恥ずかしい本は (図書館には) ないので問題はない」「3) 立場が弱いので伝えざるを得ない」、「4) 恥ずかしい本は借りないので問題ない」、「5) 読書傾向のみ伝えるべき」、「6) 一切伝えるべきではない」などの項目を準備し (詳しくは資料1参照)、設問の文章の中で、選択肢の中から「当てはまるもの」に 、回答者の見解が完全に一致しない場合には「最も近い」選択肢に を付けてもらっている。

「当てはまる」を2点、「最も近い」を1点として、各選択肢のポイントを集計した結果 (図7)、読書指導を目的として個人の貸出記録を求められた場合については、(タイトル、読書傾向を問わず)「6) 一切伝えるべきではない」とする回答が111ポイント (全ポイント172の64.5%) と最も高いという結果となっていることが分かる。

ただし、「5) 読書傾向のみを伝える」という回答も49ポイント (28.5%) に上っており、教員の要求を完全に断らない方がよい、または、実際に要求があった場合には断ることはできない、と考える学校図書館員も一定の割合で存在することが見えてくる。なお、アンケート調査では、 をつけた回答者について、自由記述方式の下でその理由を確認している。その記述をみると、「本人の了承を得られた場合のみ」、「生徒の了解が得られれば協力」など、本人の同意が得られれば、貸出記録を提供するという意見と、「直接本人と話しをしてもらう」、「読書指導のためと言う理由であれば、直接生徒に聞くなり、アンケートするなりする方が効果的な指導になる」というように、自己申告に基づく情報の入手を前提として読書指導は行われるべきであり、学校図書館の貸出記録をそのまま使用するべきではないとする意見に大別される。

一方、「読書傾向のみ伝える」とした回答者の自由記述欄をみると、

「学校図書館では、公共図書館では当たり前の理論が通用しないことも多い。職務 命令として貸出記録の提出を求められれば、拒否しきれないと思う」、

「利用者は生徒と職員だけという公共図書館とは違う中で、外部からの問い合わせではなく、例えば担任という立場で問い合わせがあった場合、「協力」という形で応じざるを得ないと思う」

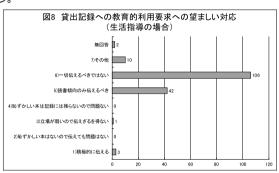
「べきだとは思わないが、伝えざるを得ない場合がある」

など、本音としては提供したくないが、提供せざるを得ないという主旨の記述が非常に多いことに気づかされる。こうした意見は、「3) 伝えるのはよくないと思うが、学校図書館職員は、学校内に一人しか配置されていない場合が多く、立場が弱いため、強く求められたら、貸出記録 (タイトルを含む) を提供せざるをえないと思う」という項目を選択した人物にも共通すると考えてよいだろう。

なお、読書指導において、学校図書館の利用者がどのような資料を借りているかを知ることが必要であるとしても、教員自らが利用者から直接聞き出して、直接的に入手するべきであり、貸出記録と読書指導は原則として切り離されるべきであるとする考えは、「図書館の自由に関する宣言」の解説書にも記載されており¹⁸、1980年代末から1990年代にかけて、いくつかの文献において展開された議論と共通している¹⁹。反対に、「1)児童生徒の情報を教員と共有し、教育指導に利用することは学校では当然のことであり、貸出記録(タイトルを含む)を積極的に伝えるべきだと思う」とする回答の選択者は1人もおらず、また、自由記述欄において、読書指導を行うために、

貸出記録を提供することについての積極的な意義を見出しているとみられる記述も確認できない。教員と事務職員という立場上、要求を断ることが難しい場合には、不本意ながら読書傾向を伝えなければならないとする考えはあるものの、貸出記録と読書指導は切り離されるべきとする基本的な考えは、神奈川県の学校図書館現場にはかなり浸透しているとみて良いだろう。

ただし、こうした学校図書館 担当者の見解は、生活指導を目 的とした貸出記録の利用要求に 関する自由記述をみると、やや 異なっているようにも思われる。 図8から分かるように、合計の ポイントだけを見ると、「6) ー 切伝えるべきではない」という



回答が106ポイント (64.6%)、「5) 読書傾向のみを伝える」という回答が42ポイント (25.6%) となっており、読書指導を目的とする場合の結果と大きな差異はない。ただし、読書指導を目的とする場合には確認できなかった、「1) 児童生徒の情報を教員と共有し、教育指導に利用することは学校では当然のことであり、貸出記録 (タイトルを含む) を積極的に伝えるべきだと思う」とする回答も僅かながら確認されている (3ポイント、2名が選択)。また、自由記述欄を見ても、教員と事務職員という力関係の違いを理由として提供せざるを得ないとする消極的な回答は少なく、それよりもむしろ、深刻な問題を抱える生徒の内面を知るための情報の1つとして貸出記録が利用できるのであれば、それを教員に伝えたが方が良いのではないか、という考えも多く確認できるのである。自由記述からいくつか紹介してみると、

「自殺などの徴候になる場合もあり得るので悩む」

「今まで経験はないが、生命に関わるような状況で、養護教諭のような立場の人からもし要求されたら、かなり悩む」

「それでも状況によっては違った判断を迫られることはあると思う。命に関わる状況の時など」

「例えばリストカットや自殺願望の強い子、いじめにあっているような子に対して、本人の精神、身体を守るために必要な時 (中略) に、命を尊重し、教員を信頼して

教えることもあるかもしれない」

といった意見が確認できる。これらの記述からは、読書指導を目的とした利用要求の 場合には見られない、「悩み」や「迷い」が表れているのではないだろうか。

同様の見解は、アンケート調査結果をふまえて実施した研修会(「平成19年度神奈川県立学校・学校司書等研修講座」)での記録の中にもいくつか示されている。研修会では、終了後に意見交換をふまえて、自由記述方式の感想の記入を求めているが、ここでも「生命の危険等には対処しなくてはならないと思う」、「司書が見て、本人や他人に危険がおよぶと考えられた場合は提供すべき」、「犯罪や生命に関わるようなケースの場合は、分掌に相談した上で必要に応じて管理職に判断を仰ぐ」、「リストカットなどのこころの病をもつ生徒の場合、命にかかわることやいじめ等では、図書館側から話すこともある」など、アンケートと同じような意見が寄せられている。上述のように、読書指導を目的とする貸出記録への利用要求に対しては、「タイトルも、読書傾向も一切答えない」とする意見、または、「本来は答えるべきではない」とする意見が多かったが、生活指導を目的とした貸出記録の利用要求については、学校図書館員の見解は完全には一致していないことが見えてくるのではないだろうか。

繰り返せば、学校図書館が管理する貸出記録を教育指導目的で利用することについては、現行の神奈川県の個人情報保護制度上は、「個人情報の目的外提供」に当たるとして原則禁止されているものの、その提供が絶対的に禁止されているわけではない。今回の調査から得られた回答では、貸出記録を教育的に利用した方がよいケースとして、「生命に関わるような状況」を上げる意見が多かったが、これはまさに、「個人の生命、身体又は財産の安全を守る」という、目的外提供が認められる条件に合致するケースであると考えられる。とすれば、教育指導を目的とする貸出記録の利用については、一律に禁止するということではなく、個々のケースの重要度を判断して、その要求に一部応えていくという考え方もできるだろう。

なお、神奈川県個人情報保護条例第9条によると、個人情報の目的外提供が許されるためには、「個人の生命、身体又は財産の安全を守る」という条件の他にも「(その提供に)緊急性があり、かつ他に適当な代替手段がないというような場合」とする条件も課されている。仮に、クラス担任等からの貸出記録の利用要求の背後に、利用者の生命に関わる問題があるとしても、その全てのケースにおいて、貸出記録を提供することに、緊急性と代替不可能性が認められるとは限らない。さらに言えば、条件に

該当する場合であっても、書名、読書傾向など、利用者の個人情報をどこまで提供するべきなのか、その判断をどのような組織で行うのか、などの難しい問題は残される。 様々な事例を出し合い、しっかりと検討していく必要があるだろう。

- 3. コンピュータ式における貸出記録の望ましい保有期間
- 3.1 個人情報保護制度と貸出記録の保有期間の関係

序論において述べたように、神奈川県内の県立高等学校の図書館では、個人情報保 護条例が施行された1990年代前半に、貸出記録の管理方法がブラウン式へと一斉に変 更されている。当時の資料を遡ると、貸出方式の変更は、学校図書館側から提案され たものではなく、神奈川県の教育庁個人情報保護推進委員会からの提案であったとさ れており20、「自分が何を読んだか他人に知られるのは嫌だという生徒のプライバシー が保障されない」2、「貸し出しのためのカードー枚に、個人名及び図書名が併記され、 他の利用者の目に触れやすい状況で保管される方式は、批判を受けやすい」、「個人カー ドやブックカード等に残される書名、個人名等の図書貸し出し記録に関する情報は、 一般的に他人に知られることが好まれない内面的な情報の取扱いになる可能性が高く、 相応の配慮が必要となると考えられる」など、教育委員会側では、当時主流であった 書名と個人名を併記する貸出記録の管理方法が՞゚、個人情報の安全管理義務を定めた 第11条(実施機関は、その保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない)に抵触すると考 えられていたことが分かる。こうした教育委員会側の要望を受ける形で、神奈川県立 高等学校図書館では、貸出方式の改善、具体的には、返却後に貸出記録が残らないブ ラウン方式への変更がなされることになるのである。

ただし、以上のような考えは、当時学校図書館の貸出方式として主流であったカード式を想定したものであって、厳密に言えば、コンピュータ式の貸出方式を想定したものではないことには注意が必要であろう²³。上述のように、カード式では、貸出記録と書名を1枚のカードに併記することが、そのまま個人情報の漏洩に繋がることになるため、貸出記録を残さない方式として、ブラウン式を選択せざるを得なかったのだが、コンピュータ式では、貸出に関する情報をコンピュータの内部で、容易に第三者に見られることなく管理することができる。もちろん、外部漏洩の禁止など、その安全管理は必要であるが、コンピュータ式が導入された学校図書館については、必ず

しも貸出記録の保有が禁止されているわけではないのである。

神奈川県個人情報保護条例第16条では、「実施機関は、取扱目的に関し保存する必 要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない」と定 められている。『かながわの個人情報保護ハンドブック』によると、この第16条につ いては、「実施機関には事務又は事業において取り扱う個人情報について、その取り 扱い目的等から判断して、保存する必要がなくなった場合に、個人情報を保護する観 点から当該個人情報を確実な方法により、かつ、速やかに廃棄しなければならない義 務があることを定めたものである」という説明がある。この条文にある「取扱目的」 とは、一見すると、上述の「個人情報取扱事務登録簿」に記載された「個人情報を取 り扱う目的」に該当するように思われるが、上記のハンドブックでは、「個人情報事 務登録簿に登録された事務として記載された取扱目的が達成されたからといって直ち に保存する必要がなくなったとするものではない」として、その解釈は否定されてい る2。先述のように、神奈川県立高校の図書館貸出業務については、「図書貸出しの 把握及び返本請求のため」とする「目的」が設定されているため、資料が返却された 時点で事務上の個人情報の取り扱い目的は達成されたことになるのだが、だからと言っ て、貸出記録を保有する必要性そのものがなくなったとまでは解釈できないのである。 ちなみに、このハンドブックによると、個人情報取扱事務登録簿上の「取り扱い目的」 を越えて個人情報を保有するケースとしては、「事後、当該事実の証明のため保存す る必要がある場合などがこれに該当する」と例示されている。学校図書館のケースで 考えれば、返却後に起こるトラブルなどを想定して、「当該事実の証明」のために記 録を保有する必要があると解釈した場合には、記録を一定期間保有することは許され ることになるだろう。つまり、神奈川県の個人情報保護制度では、コンピュータ式の 貸出方式については、必ずしも、カード式の貸出方式のように、貸出記録を返却後も 保有してはならないと定めているわけではないのである。

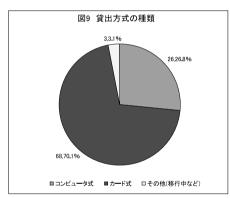
3.2 貸出記録の保有状況と学校図書館担当者の見解

神奈川県立高校図書館では、1990年代以降、PTA 費などの独自の予算を使って、 貸出業務へのコンピュータ導入が一部の学校で進められているという。これらの学校 では、貸出記録をいつまで保有しているのだろうか。また、学校図書館担当者は、貸 出記録を保有する期間についてどのような見解を持っているのだろうか。

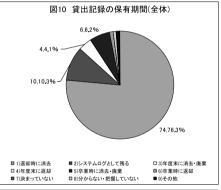
3.2.1 貸出記録の保有状況と保有期間についての見解

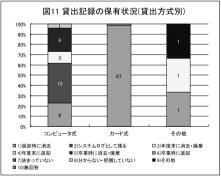
アンケート調査では、貸出記録の管理状況 (保有状況) について、その実態と学校 図書館担当者の見解を知るために、2つの質問を行っている。

まず、回答者が勤務する学校図書館の貸出方式についてみると、コンピュータ式が 26校(26.8%)、カード式が68校(70.1%)、移行中が 3 校(3.1%)という結果であった(図 9)。現在でもその貸出方式はカード式が中心ではあるものの、2004年 5 月に 神奈川県学校司書専門委員会が実施したアンケート調査結果において、コンピュータ 方式の導入学校数が154校中20校(13.0%)となっていたことと比較すれば25、コンピュータ方式の導入がこの数年の間に着実に進められていることが分かるだろう。



次に、貸出記録の保有期間を確認すると、図10からわかるように、97人中74人が「1)返却時に消去(返却後は残らない)」を選択しており、残る23人が何らかの形で返却後も保有していると回答している(選択肢は2)~9))。この結果をさらに貸出方式別に集計したものが図11であるが、「カード式」を選択した68人については、67校が「1)返却時に消去(返却後は残ら



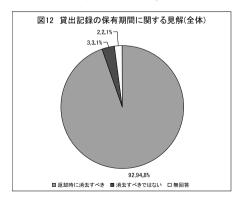


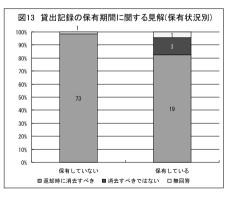
ない)」を選択しており、全体の98.5%と高い比率を示していることが分かる²⁶。神奈川県では1990年代のはじめにブラウン式への一斉移行が決定していることから当然の

結果とも言えるのだが、当時の資料ではそうした移行が決定したと記されているだけであり、改善には一定の手間と費用がかかることから、「平成2年度(移行が決定した年度)内の執行が無理な場合は、(中略)計画的な改善を進めることとする」として、一定の猶予が与えられている²⁷。移行が決定した後、着実にその対策が進められたことが分かるだろう。

一方、コンピュータ式の学校図書館についてみると、カード式とは異なり、貸出記録を完全に消去している学校は非常に少ないことが分かる。「1)返却時に消去(返却後は残らない)」を選択したのは、コンピュータ式が導入されている学校図書館に勤務する26人の内、わずか6人のみであり、積極的に貸出記録を残す意思はないものの、「2)システムログとしてどうしても残ってしまう」と回答した学校図書館担当者が10人、貸出記録をある程度意識的に保有していると回答した学校図書館担当者が9人という結果となっている(残りの1名は「8)分からない・把握していない」を選択)。カード式の学校図書館での取り組みと比較すると、貸出記録を安全に管理する方法として、貸出記録を返却後は残さない(返却時に消去する)という取り組みはコンピュータ式を導入している学校図書館ではかなり低調であることが分かるだろう。

とはいえ、このアンケート調査は、配属校の4月時点での貸出方式を確認したものであり、人事異動後間もないケースも含まれると考えられることから、厳密には、学校図書館担当者自身のこの問題に対する見解を直接的に表すものではないとも考えられる。アンケート調査では、こうした点を考慮して、学校図書館担当者それぞれの見解を確認するために、「返却後も貸出記録を消去するべきだと思いますか?」という質問を別に行うこととした。結果を見ると、図12のように、「消去すべき」という回





答は全体で92人が選択しており (94.8%を占めており)、大多数の回答者が貸出記録を返却後は残すべきではないと考えていることが分かる。上述のように、コンピュータ式とカード式では貸出記録の保有期間に違いは見られるものの、学校図書館員の見解そのものには、大きな変化はないと考えることができるだろう。

ただし、これらの結果を現在の貸出記録の保有状況とクロスして集計してみると、図13のように、貸出記録を返却後も一定期間「保有している」と回答した学校図書館担当者のグループの方が、返却後の保有について肯定的な意見を示す割合が相対的にみて大きいことも分かる(3人、13.0%)。肯定的な意見を示した3人はコンピュータ式、または移行中の学校図書館の担当者であり、その理由を求めた自由記述欄には、いずれも「履歴を知りたがる生徒は毎年いるので、本人以外に知らせないことを徹底できれば、残した方が良いと思う」、「本人が以前借りた本を知りたいという要望があるので、在学中は残したい」とする意見が書き加えられている。なお、同様の意見は、現在貸出記録を残していない(カード式の)学校図書館の担当者1人からも寄せられている(「生徒自身は読書記録を残したがる傾向がある」)。貸出記録の望ましい保有期間を考えるためには、こうした問題提起についても検討する必要があるだろう。

3.2.2 本人同意による貸出記録の保有の是非についての見解

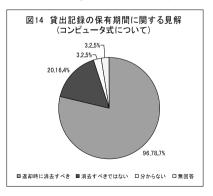
個人情報保護の理念には、個人情報を保護し、個人の権利・利益を守るという側面に加えて、コンピュータネットワーク社会における個人情報の有用性を考慮し、自己コントロール権を与えながら有効に活用するべきであるとする側面も存在している²⁵。つまり、個人の権利利益の保護と個人情報の有効活用というバランスの取れた運用こそが、個人情報保護制度の理念が目指す状態であり、学校図書館もまた、このことを念頭に置きつつ、貸出記録の管理とその取り扱いを考えていく必要があるとも考えられるのである。

繰り返せば、コンピュータ式の貸出方式が普及した現代では、カード式の頃のように、「貸出記録を残すこと」は「漏れること」と同義ではなくなっている。つまり、コンピュータ式では、外部漏洩を防ぎつつ、貸出記録を保有し、積極的に活用することも(ひとまず)不可能ではなくなっているのである。例えば、利用者本人が貸出記録に関する情報の保有と積極的な活用を図書館に対して求めるのであれば、「返却後の貸出記録には用途はない」と決めつけて返却時点ですぐに消去することは「個人情

報保護」ならぬ、「個人情報過保護」と批判されてしまうかもしれない。既に、図書館ポータルサイトに関する研究分野では、本人の意思により、貸出した本や検索した本の書誌情報を、図書館サーバーの個人フォルダの中に残す仕組みも開発、提案されている²³。これまで、こうしたシステムは大学図書館を対象として導入されてきたが、最近では学校図書館向けのシステムの開発も進められているとも伝えられている³⁰。貸出記録の教育的利用や外部漏洩を防ぎながら、返却後も貸出記録を保有し、本人の同意の下で積極的に活用していくという選択肢も考えられないわけではないのである。神奈川県立高校の図書館では、現在のところカード式を採用する学校図書館が多いものの、今後、カード式からコンピュータ式への移行が進むことを考えれば、これらの可能性も考慮した上で、コンピュータ式でも貸出記録を返却時に消去するのか、それとも、利用者の要望に応じて記録を残して、活用していく方法も検討するべきなのか、ということをしっかり議論する必要があるだろう。

アンケート調査ではこうした問題点について十分な説明ができなかったため、筆者は「平成19年度神奈川県立学校・学校司書等研修講座」に参加し、上記の点を説明した上で、改めて、「コンピュータ式の学校では、返却後も貸出記録が残るケースが多いようですが、カード式と同じように、貸出記録を完全に消去するべきと考えますか?」という質問を、「利用者本人から残して欲しいという要求があった場合はどう考えますか?」という注意書きを添えて行うこととした。まず、コンピュータ式における貸出記録の保有期間についての見解を確認すると、研修参加者の内96人が「コンピュータ式であっても、貸出記録は返却後は保有してはならない(返却時に消去するべき)」とする主旨のコメントを記入していることが明らかとなった。その比率は全体の78.7

%に上っており、本人同意の下での貸出記録の利用という考えがあることを知ってもなお、カード式と同様に、貸出記録は残さないとする意識は根強いことが見えてくる。自由記述の内容をみると、その多くが、過去に「生徒から貸出記録を残してほしいという要望があった」と前置きしつつも、そうした場合でも、「読書ノートを作ることをすすめる」、「個人的にメモをとるなどしてもらう」と回答して



おり、読書記録は自らで管理するべきであるとする見解を示している。さらに、「本 校でも数名の生徒が自分で読書記録ノートをとっています」、「今は携帯(でメモする こと)が多いようです」など、実際に記録を生徒自身がとっているケースもあり、図 書館が貸出記録を残さなくても大きな問題は生じていないとする回答も確認できる。 反対に、コンピュータ式がいくら安全とは言っても、デジタルデータでその情報が管 理される分、カード式の頃には想定していなかったような新たな危険性も伴うとする 意見もあり、見方を変えれば、「カード式よりもコンピュータの方が流出した場合は 問題は深刻」なのであって、コンピュータ式だからこそ記録は消去するべきであると する主張も確認できる。また、貸出記録が残っていれば、利用者本人だけでなく、2.2 で取り上げたように、読書指導や生活指導を目的とした教員がそれを求めてやってく るかもしれない。ある回答者は、貸出記録を残してしまうと、(教育指導を目的とし て)「提供を求められた時に開示せざるを得ない状況になる可能性もある」ことを懸 念し、「貸出記録は残さない方がよい」と結論づけている。本人の自己管理という代 替手段がある上に、貸出記録の「乱用の心配」を考慮すれば、そこに一定の利便性が あるとしても、記録は残すべきではなく、また、そうした利便性を実現することは 「図書館のサービスには含まれない」と強く考えられていることが分かるだろう。

以上のように、神奈川県の学校図書館担当者の約8割は、コンピュータ式であっても (だからこそ) 貸出記録は返却後、保有するべきではないと考えている。ただし、図12と図14を比較してみれば分かるように、研修会終了後の見解では、アンケート調査時と比較すると、「貸出記録は消去するべきではない」、または「分からない」とする意見がかなり増加していることも見えてくる (3.1% 16.4%へ増加)。

その理由を確かめるために、改めて自由記述の内容をみてみると、その理由として最も多い意見は (11人)、プライバシーが守られるのであれば、本人の求めに応じて、貸出記録を保有することもサービスとして積極的に捉えてよいのではないか、とするものである。例えば、「司書が責任を持って管理していれば、完全に消去する必要はない」、「PC を使うのは司書のみなので、消去を急ぐ必要はない」、「パスワードなどで他人に見られないようにすれば、それもサービスでは?」、「プライバシーが保護できるならば、(中略) 利用者本人の要求に応えるのもサービスの一つであると思う」などの意見が寄せられている。これらの意見では、コンピュータ式での貸出記録の返却時期は「在学中」であり、「完全消去は卒業後(でよい)」と主張されており、コン

ピュータ式とカード式では貸出記録の管理期間は区別されるべきとする見解を読み取ることができる。上述のように、学校図書館担当者の大半は個人の貸出記録の蓄積は図書館が担うべきサービスではないと考えているのだが、一部には、プライバシーが守られるのであれば、という条件つきではあるが、そうしたサービスも新たに取り入れていくべきであるとする考えも存在するのである。

この他にも、「病院のカルテetc個人情報を持っているところはたくさんありますが、その情報の扱いが重要なのであって、持っていることがいけないということではないと考えます」、「パソコンの中で、どこまで消せば消去したことになるのか?」、「ICカードとか、履歴が本人のみコントロールできる方法論があり得るか?」といった問題提起も寄せられている。これらの意見は先に行ったアンケートでは得られなかった意見であり、研修会での筆者の問題提起により、学校図書館担当者の見解、問題意識に変化が現れ始めているとも言えるだろう。この問題についてもまた、両グループの見解をふまえた十分な議論が必要であると考えられる。

- 4. 貸出記録の取扱権限 図書委員による貸出記録の取り扱い
- 4.1 個人情報保護制度と貸出記録の取扱権限の関係

最後に、貸出記録を取り扱うことのできる権限をどこまでとするべきか、具体的に 言えば、図書委員はその中に含まれるか、という問題について考えてみよう。

筆者が、沖縄県において事前に実施した調査の中で明らかになったことは、多忙さを理由として、カウンターでの貸出処理や延滞督促など、貸出に関する事務の一部を図書委員に担当させているということであった。図書委員とは、「学習指導要領」によると、学校の特別活動(児童会・生徒会活動)に位置づけられるものであり、通常は児童生徒から選抜された委員によって構成される。これらの人員がいくら図書館業務の一部を担当しているとは言っても、個人情報保護条例に定められた「実施機関の職員」に含めることはできない。そして、個人情報保護制度においては、実施機関の職員がその業務の中で個人情報に触れることは認められているが、それ以外の人物が個人情報に触れることは認めていない。業務委託関係にある受託事業者が、実施機関から個人情報の提供を受けることについては、安全管理措置を遵守することを条件として認められることが多いが、学校(教育委員会)と図書委員にそうした関係性を見出すことは困難であろう。とすれば、図書委員が貸出記録を容易く入手できる状態は

「個人情報の漏洩」に当たるであろうし、実施機関の職員である学校図書館担当者が図書委員に対して貸出記録を管理する権限を意図的に与えているとすれば、「個人情報の第三者提供」(意図的な提供)に当たるとも解釈できる。上述のように、神奈川県個人情報保護条例では、第9条において個人情報の目的外提供が、また、第11条において個人情報の漏洩が禁止されている。果たして、図書委員に貸出業務を任せることは個人情報保護制度上、許されるのだろうか。

この点について明らかにするために、筆者は、神奈川県において個人情報保護制度を担当する神奈川県県民部情報公開課個人情報保護班でのインタビュー調査を2007年8月8日に実施している。そこでの見解をもとに、条例上の解釈を確認してみると、まず、図書館員が貸出業務を通じて利用者の貸出記録に触れることについては、「図書委員は、実施機関の職員等ではないこと、生徒等の学校図書館利用者の図書貸出状況は、実施機関が保有する個人情報であること及び図書貸出業務における個人情報の取扱目的が「図書貸出しの把握及び返本請求のため」とされていることから、学校(教育委員会)が、図書委員に校内の委員会活動の一環として、図書貸出業務の補助を行わせることにより、学校図書館の利用者の図書貸出状況等の個人情報を取り扱わせることは、個人情報の目的外提供に該当する」とする見解が示されている。神奈川県個人情報保護班では、生徒による貸出行為を、神奈川県個人情報保護条例第11条ではなく、第9条に関わる問題とみなしていることが分かるだろう。

先述のように、条例第9条では、個人情報の目的外提供を禁止している。よって、図書委員による貸出行為が、ここで言う「個人情報の目的外提供」に該当するのであれば、当然、条例違反となる。ただし、個人情報保護班の見解はここで終わらずに、「図書委員による図書貸出業務の補助は、県立学校の各学校図書館において通常見られるところであり、生徒等の利用者にとって周知の事実と考えられることから、利用者は、このような個人情報の取扱いを承知した上で利用しているものと考えられる」という考えも示されている。こうした見解に立てば、「図書委員への目的外提供については、改めて本人の同意を得るまでもなく、利用者本人の同意に基づく場合(条例第9条第1項第2号)に該当するものと考えられる」ということになる。条例第9条には、個人情報の目的外提供が認められる2つ目のケースとして、「(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき」というケースが定められている。個人情報保護班の見解では、図書委員による貸出業務については、

利用者自身が納得をして、つまり相手が実施機関の職員ではないことを合意して個人情報を提供していることから、第9条第1項第2号に該当するため、条例違反にはならないとする解釈が示されているのである。

ただし、そうした解釈ができるからと言って、図書委員が貸出業務に関わることに全く問題がないわけではない。個人情報保護班担当者へのインタビュー調査やメールのやりとりの中では、「図書委員が、図書の整理をしたり、案内をするのはともかく、貸出業務を補助することについては、あくまでも例外的対応であることを、現場の方に周知していく必要がある」とする回答も得られており、学校図書館担当者という専任の事務職員が配置されている限り、常に貸出業務を図書委員に任せてよいわけではないとする見解も示されているのである。また、図書委員貸出業務を任せるとしても、「個人情報の適切な管理という視点から、学校は、図書委員に就いた生徒には、委員会活動を通じて知った他の生徒の個人情報を口外しないよう指導するとともに、記録の持ち出しや写真撮影等を禁じ、個人情報の漏えい事故の発生防止に努める必要がある」とする見解も示されている。本人同意に基づく個人情報の外部提供先での取り扱いについては、条例では特に定めがあるわけではないが、図書委員に貸出業務を任せる限りは、学校図書館担当者には、個人情報保護の理念についてしっかりと指導する実質的な義務が課されていると考えてよいだろう。

4.2 貸出記録の取扱状況と学校図書館担当者の見解

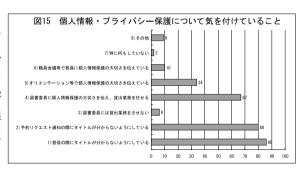
以上のように、神奈川県において個人情報保護制度を担当する個人情報保護班の見解では、 貸出に関する事務は原則として学校図書館担当者が行うこと (図書委員が貸出業務を行うことは例外的扱いとすること)、 貸出業務を図書委員に任せる場合には、個人情報保護の理念、方法を具体的に伝えなければならないこと、という2点が示されている。学校図書館現場では、図書委員に貸出業務の一部を任せることについて、どのように考えられているのだろうか。また、学校図書館担当者の見解と県個人情報保護班の見解は一致しているのだろうか。

4.2.1 貸出記録の取扱状況 - 図書委員への委託・指導状況

学校図書館担当者を対象とするアンケート調査では、貸出記録の取り扱いにおいて 注意していることを全般的に確認するための質問を設けている。そして、その中の 1 つの項目として、「3) 図書委員 (児童・生徒) には貸出業務を担当させていない」という選択肢と、「4) 図書委員 (児童・生徒) に貸出業務を一部任せているが、事前に貸出記録がプライバシーであること、利用者の貸出記録を無断で知ろうとしてはいけないこと、個人の読書内容についてうわさ話をしてはいけないことなど伝えている」という選択肢を準備している。

まず、「図書委員」が貸出・返却業務を通じて個人の読書記録に触れることについて調査結果をみると、図15のように、「3)図書委員(児童・生徒)には貸出業務を担当させていない」という回答を選択した学校図書館員は6人、全体の6.2%に止まり、「4)図書書委員(児童・生徒)に貸出業務を一部任せているが、事前に貸出記録がプライバシーであること、利用者の貸出記録を無断で知ろうとしてはいけないこと、個人の読書内容についてうわさ話をしてはいけないことなど伝えている」という回答が

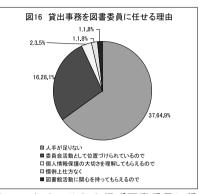
67人 (69.1%) に上っている。 2 つの項目のいずれも選択していない人物も 24 人 (24.7%) に上っていることがやや気になるが、多くの学校図書館において、上記の県個人情報保護班の条例解釈にそった対応がなされていることが分かるだろう。



4.2.2 貸出記録の取り扱に関する学校図書館担当者の見解

ただし、以上のアンケート結果は、厳密には現状のみを確認したものであり、回答者がなぜ貸出業務を図書委員に依頼しているのか、といった、細かい部分までは把握できていない。上述のように、貸出業務を図書委員に任せることは、本来であれば例外的な対処であり、貸出業務の一部を任せるだけの必然性があるかどうか、という点が問われてくるはずである。果たして、学校図書館員が貸出業務を図書委員に任せる理由に必然性はあるのだろうか。

この問題については、上記の研修会においてもグループ討議のテーマの1つとして 取り上げており、「司書以外の第三者(図書委員)が、貸出返却業務の際に利用者の プライバシーである貸出記録に接することを どう考えますか?」という質問を設けて、自 由記述形式で意見を募っている⁵³。まず、図書 委員に貸出業務の一部を任せることについて の是非を集計してみると、アンケート結果と は比率はやや異なるものの、122人中98人、 80.3%が図書委員に貸出業務を任せることに ついて肯定的な意見を示していることがみえ てくる。その理由を集計したものが次の図16



であるが¾、最も多かった回答は「人手が足りない」ため、やむを得ず図書委員に貸 出を任せているという理由であった。自由記述からいくつか抜粋してみると、「1人 職種である司書は、その他の力を借りないとスムーズな図書館運営ができない」、「司 書1名の現行ではやむを得ない」、「司書が1人しかいない神奈川の県立高校では良い 悪いを言う以前に仕方ない部分もあると思う」といった意見が多く、また、「1人し かいない司書が不在の場合や、レファレンスの際の貸出返却業務が滞ってしまう」、 「司書1人で貸出返却業務とレファレンスを同時にはできないという現状を考えると (中略) 図書委員等の手を借りるのもやむをえない」、「人手不足は切実、司書以外は 貸出返却をしてはいけないのなら、司書が不在の日は閉館になってしまう」など、図 書委員に貸出業務を一部任せないと、その他の利用者サービスが制限されてしまうこ とが理由として多く挙げられている。さらに、こうした意見の中には、「図書委員に (貸出を) させないとしたら、毎日、教員がスタッフとして昼休みや放課後に常駐す る必要が出てくる」ことについての不安を述べる意見も4人から寄せられている。つ まり、図書委員に貸出業務を任せないとすれば、図書館の運営に関わる係教諭や司書 教諭、または手の空いた教員に任せることになるが、残念ながら、教員の全員がプラ イバシー保護意識に長けているわけではなく、中には、「お前こんな本読んでるのか 等、考えなしに(ほめる場合も含めて)声をかけたりしそう」な人物も存在する。つ まり、そうした状況で貸出業務に「係教諭を当てたとしたらその方が危険」であるた め、「教員にはやらせたくない」という考えになってしまうようである。理由は異な るが、「生徒を評価する立場である教員は避けるべき」とする意見も、教員にカウン ターを任せるよりは、図書委員に任せた方がまだよい、とする意見の 1 つだろう。

なお、上記のような「人手不足のため、貸出を任せざるを得ない」とする理由につ いては、県個人情報保護班にてインタビュー調査を行った当日においても、担当者と のやりとりの中で出ていたものである。ただし、インタビューでは予期していなかっ たものが、「人手不足」という理由に次いで多く確認された (16人、28.1%)、図書委 員が貸出業務に関わることが、「委員会活動の一環として位置付けられている」とす る考えである。例えば、ある学校図書館担当者は、「人手不足が理由ではない」と明 確に前置きした上で、図書委員会は「生徒会の中の、学校の自治運営組織」であり、 「図書委員(中略)は第三者やボランティアではなく、図書館スタッフ」という観点 から、彼らが貸出業務に関わること当然とする見解を記している。他にも、「図書委 員活動が自己学習活動の一環として位置づけられていることを考えると、図書委員が カウンターを行うことを否定できない」、「図書委員から貸出業務を取ったら図書委員 としての仕事が激減してしまうため、貸出記録に接してしまうことはやむを得ない」、 「カウンター業務を生徒図書委員会の活動の1つとして位置づけているため」といった 意見も寄せられている。「人手不足」という理由を挙げる学校図書館担当者の多くが、 貸出業務の一部を図書委員に任せることについて「仕方ない」という表現を用いるの に対して、こちらの意見では、「図書委員の仕事も、自己教育活動であるので、生徒 にもカウンターをやってもらうことは悪いことではないと思う」、「学校図書館は教育 の場でもあるので、図書委員活動はそういう意味でもとても生徒にとっていい勉強の 場になると思われる」などと表現しており、それらの行為をより積極的に捉えている 様子もみえてくるだろう。

4.2.3 学校図書館担当者と個人情報保護担当部署の見解の整合性

では、以上のような学校図書館担当者の見解は、個人情報保護制度を管轄する個人情報保護班の見解に一致するのだろうか。ここで筆者が注目したいことは、122人中24人、全体の19.7%が「望ましくない」、または、「本来は任せるべきではない」とする見解を示していたということである。その回答内容を細かくみていくと、その多くは、今のところ図書委員に「やむを得ず貸出業務を任せている」と前置きしつつも、その状態を決して肯定的に捉えているわけではない様子もみえてくる。先の意見では、プライバシー、個人情報についての指導を十分に行えば、貸出業務を任せてもよいとする考えが示されていたが、この問題を否定的に捉える人々は、いくら図書委員に熱

心な指導を行ったとしても、完全にはプライバシー、個人情報は守られないだろうということを懸念している。つまり、「図書委員については (中略) プライバシーに配慮して、といくら伝えようとも、責任は問えない」のであり、現実には、「図書委員への指導にも限界があり」、「図書委員にしても教員にしても「個人情報」に対する認識があまりにも無さ過ぎる」ため、「個人情報の保護について話をするが、何の気なしにのぞいてしまうことはある」し、「事故 (第三者への情報漏れ)」が起こる可能性がある」。こうした問題を「つきつめて考えれば、それらの業務は学校司書以外できない」はずであり、貸出業務は、学校図書館の「職員のみで業務を行うべき」と考える学校図書館担当者も一定量、存在するのである。

また、図書委員に貸出業務を任せないということについては、「理想」としてそうあるべきだと語るだけでなく、「出張、年休などで司書がいない場合は図書館も閉館にしている」、「学校司書がいないときは休館を原則とする」というように、実際に貸出業務は学校図書館担当者のみが行っているとする回答も少数ではあるが存在する。また、こうした対応がサービスの制約につながるとする意見があることは上で述べたが、「(公共図書館の)セルフ貸出機(?)は、最初聞いたときは司書不在!?と思ったが、プライシーの面ではいいかもしれないと思った」、「セルフサービスでできる子たちなら任せる」などの意見も寄せられており、学校図書館担当者の手を介さずに、セルフサービスで対応できるように貸出方式を整えれば、必ずしも学校図書館担当者の不在によって貸出が妨げられることはないとする意見も確認することができる。

先述のように、図書委員に貸出業務を任せていると回答した学校図書館担当者の多くは「人手不足」を理由に挙げている。しかし、図書委員に頼らずに図書館を運営している学校図書館担当者が存在することを考えれば、貸出記録という秘匿性の高い個人情報に実施機関の職員以外の人物が関わることを認めるだけの必然性は乏しいようにも思われる。また、県個人情報保護班では、図書委員に貸出業務を任せる際には、個人情報保護に関する十分な指導が行われなければならないとする条件を挙げているが、学校図書館担当者の中からはその指導不足の実態や生徒に個人情報保護の重要性を理解させることについての「限界」を指摘する声も寄せられている。貸出業務が図書委員会活動の一環として根付いており、さらにその仕事の中心が貸出、返却業務であることを理由として、貸出業務を図書委員に一部任せたいとする回答もあったが、図書委員会活動を人手不足のためのボランティア業務としてではなく、教育活動の一

環と捉えるのであれば、創意工夫によって、より教育効果の高い業務を彼らに与えることもできるように思われる。図書委員に貸出業務を任せることが、個人情報保護制度において許される「例外」となりうるのかどうか、この問題についても、改めて検証する必要があるだろう。

5. 今後の課題

本稿では、貸出記録の取り扱いをめぐる3つの問題について、個人情報保護制度上の解釈と、学校図書館現場での実態、さらに学校図書館担当者の見解を明らかにしてきた。

繰り返せば、調査対象とした神奈川県立高校の図書館担当者の見解は、一定のまとまりを見せつつも、完全には一致していないという状態になっている。20年近く前から個人情報保護制度と学校図書館の関わりについて意識してきた神奈川県の学校図書館担当者であってもこうした状態であるということは、他の地域においては、さらに大きな意見の対立や混乱があるとも考えられるだろう。

今後は、調査対象の範囲を広げるとともに、本稿において明らかとなった意見の違いについてさらに広く議論し、個人情報保護制度をふまえた、学校図書館活動の望ましいあり方について考察を深めていきたい。(2008年8月31日)

資料 アンケート調査用紙

学校図書館における貸出記録の取り扱いに関するアンケート調査

作品・美国研究を含め研究だったゴ 回答日: 平成19年(2007年)(18/

本マンケートは、学校図書館における貸出記録の管理方法と取り扱い状況を確認するた めのものです。調査結果は、学術研究以外の目的には一切使用しません。また、アンケー ト用紙は、学校名・担当者が特定できない方法(<u>無記名</u>)で回収、管理し、データの集計後 はアンケート用紙を全て廃棄いたします。アンケートへのご協力、なにとぞよろしくお願 いいたします。なお、**質問は実施にそり晒されています。**ご注意下さい。

(1) 物務税・関する基本データとあなたのプロフィールについて 全角にお仰いします。該当する項目にOをつけて、() 四を記入して下さい ※複数校を審務されている場合は規模の大きい学校についてご記入下さい。 ※4 担 1 円銀のデールをデロス下さい。

※4月1日現在のテータをご配入下さい。				
Q1 学校の種類	1) 小学校 2) 中学校 3) 高校 4) 中等教育学校 5) 併設校(小学校 + 中学校 + 高校) ○をつけて下さい			
Q2 設置者	1) 県立 2) 市立 3) 私立			
Q3 学級数 (全学年合計)	()学級 ※特別支援学級(特殊学級)を含む			
Q4 職種	1) 学校司書(学校図書館事務職員) 2) 専任司書教諭			
Q5 資格·免許取得 状况 (被我回答可)	1) 図書館可書資格 2) 可書数編資格 3) 図書館可書相資格 4) 数自免許 (小学校 ・ 中学校 ・ 高校) ○をつけて下さい			
Q6 学校図書館で の動務経験年数	現在、学校図書館動務 ()年目			
Q7 学校図書館以	これまでに、公共図書館勤務()年/大学図書館勤務			
外での勤務経験年数	()年/その他の図書館勤務 ()年			
Q8 学校図書館間	1) 会員 2) 非会員			
顕研究会の所属状況	3) 以前、入会していたが、現在は非会員			

(2) 貸出方式と管理方法について

全負にお伺いします

- Q8 図書館金料の貸出サービスの方法についてお伺いします。貸出の方式を数えてください
- 1) コンピュータ式 2) カード式 カード式からコンピュータ式へ移行中のため、2つの方式が混在している

7)統計処理のため (個人の貸出記録を消去すると、学年別、クラス別など全体の	貸出	
統計がとわなくなってしまう)		
8) 特にはっきりとした目的・用途はない		
9) その他		
()	

Q10 で、3)へ8)返却後も貸出記録を図書館内に残していると回答された方にお伺いします

Q12 図書館の日常的な業務の中で、図書館職員自身が利用者個人の貸出記録をチェッ することはありますか?

1) えい ある (それはどのような場合ですか? 空間に具体的に記入してください) <例> 個人の読書傾向を把握して、読書相談等の資料とするため

(3) 読書指導を目的とした貸出記録の利用について

全負にお何いします

Q13 「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会)によると、個人の貸出記録は、ブ ライバシー、個人情報として保護しなければならない、とされています。しかし、一部の 学校図書館において、読書指導の資料として、個人別の貸出記録を<u>定期的に</u>クラス担任の 先生に伝えているという現状が確認されています。貸出記録の利用状況について数えてく ださい。

- 個人の貸出開数のみ、定期的にクラス担任に伝えている (タイトルは含まない)
- 個人の貸出冊数を分類別に集計して、定期的なクラス担倒に供えている (タイトル は含まないが、分類別の貸出冊数を集計して保えている)
- 3) タイトルを含む個人の貸出配縁を、定期的にクラス担任に伝えている
- 4) 個人の貸出記録券、定期的にクラス担任に伝える習慣はない →015 へ

Q13 で、1)、2)、3)定期的に報告していると回答された方にお伺いします

Q14 貸出記録をクラス担任に報告する頻度を教えてください。 1) 1ヶ月に1回 2) 1学期間に1回 3) 1年間に(4) その他(

```
4) その他
```

全員にお伺いします

Q10 利用者個人の貸出記録の管理期間を教えてください。

- 1) 貸出記録は資料返却後、残らない。または、返却時に完全に消去される →013 へ 2) 貸出記録は資料援却後、残らないようにしたいが、システムログとしてどうしても残
- ってしまう →013 へ 3) 貸出記録は資料返却後、最大1年間、図書館内で管理し、年次処理によって消去・処
- 分される (4月~翌年の3月まで記録が残る)
- 4) 貸出記録け資料調和後 最大1年間 図集館がで整理1. 年度まご利爾美ご議員する (4月~翌年の3月まで記録が得る)
- 貸出記録は利用者の在学期間中、図書館が管理し、利用者が卒業した後、消去、処分 する。(卒業後は図書館内には残らない)
- (学出記後)(利用素の方常期間由 図書館が発現)、京業的に記令として 利用素に締 呈する。(卒業後は図書館内には残らない)
- 7) 貸出記録は資料認即後も残されているが、管理期間は特に決まっていない
- 8) 貸出記録は資料退却後も残されているが、管理期間はよく分からない・把握していない
- 9) その他

Q10 で、3)~9)返却後も貸出記録が図書館内に<u>残されている</u>と回答された方にお伺いします Q11 ブライバシー・個人情報保護の考えでは、貸出記録は、外部雇後や目的外利用を避けるため、不要になった時点で消去することが望ましいと言われています。貸出記録を、 資料が遅却された後も図書館内で管理しているのはなぜですか? (複数回答可)

- 1) 卒業時に、在学中の貸出記録を一覧にして、記念品として贈呈するため
- 2) 多読者・係良読者の表彰を行うため
- 利用者が、自分の貸出履歴を見たがるため (過去に借りた本のタイトルを忘れてし すら利用事が多い第)
- 4) 資料級知後のトラブルに対応するため (破傷状態がひどい場合に、砂緑を含かのぼ って利用者を特定し、注意する等)
- 5) 読書指導のための資料として、クラス担(虫に報告する義務があるため
- 6) 通知表に個人別の貸出冊酬を記載する欄があるため

裏面に続きます 2

全員にお伺いします

Q15 児童生徒一人ひとりの読書内容を把握し、的確な指導を行うためには、冊数だけで なく、何をどう読んだか、という情報が必要になると思われます。一部の学校四書館では、 膝書指摘に熱心な休生から、「〇〇君が何を信りているか知りたい」「冷晦証」、かり借りて いませんか?」といった聞い合わせを受けることがあるそうです。また、カード式の学校 図書館では、クラス担任や国語科教員などがクラスの児童の個人カードを定期的に確認す るという風暴もよくある、と報告されています。これまでに、読書指導を目的として、個 人の貸出記録を教えて欲しい、と要望された経験はありませんか? 1) 経験がある 〇をつけてください (複数回答可)

- 1-1) 個人の読書内容についての聞い合わせを受けたことがある
- 1.2) カウンターに置かれた個人カードをクラス相任等の先生がチェックしているの を見たことがある
- 2) 経験はない →017 ヘ

Q15 で、1)経験がある。と回答された方にお伺いします

Q16 族書指導を目的として、クラス担任や国語料数員などから個人の貸出記録を教えて 欲しい、と要望された場合、どのように対処しましたか? (複数回答可)

1) タイトルを含む貸出記録を伝えた

2) 具体的なタイトルは伏せ、読書傾向のみ伝えた <例> 四学の本加子きみたいですよ」 3) 拒否した 4) その他

全負にお伺いします

Q17 今後、もし、読書指導を目的として、クラス担任等から、個人の貸出記録(タイトル を含む)を強く求められたら、どのように対処するのがよいと思いますか? 選択肢 1)〜 6)に完全に一致するものがない場合は、最も近い選択財立C△をつけ、異なる部分について

- 「7) その他」としてご記入下さい。また、ご意見があれば、8Aにご記入ください。 1)児童生徒の情報を教員と共有し、教育指導に利用することは学校では当然のことであ り、貸出記録(タイトルを含む)を積極的に伝えるべきだと思う
- 2) 伝えるのはよくないと思うが、耐害構成上、学校図書館では、公共図書館のように、 他人に知られることが恥ずかしいような本は置いていないので、貸出記録(タイトル を含む)を伝えても特に問題は起こらないと思う
- 3) 伝えるのはよくないと思うが、学校四書館職員は、学校内に一人しか配置されていな い場合が多く、立場が弱いため、強く求められたら、貸出記録(ヵィトルeas)を提供せ

```
ガスをえたいと思う
このセスペイとは

4 他人に知られるのが恥ずかしいような本については、子どもたちは学校図書籍では借

りずに、第内で読んでおり、実際には、クラス担任に仮えてもそれほど問題はないの

で、貸出記録タイトルを含むを伝えてもよいと思う
5) 具体的なタイトルはできるだけ伝えず、読書傾向のみを伝えるべきだと思う
の カノ km、 結束を耐な思わず ドのとうか理由があっても、貸用記録サー研 伊きて
  はならないと思う
7) その他
 8) ご意見
(4) 現金生往理解を目的とした貸出記録の利用について
全負にお伺いします
Q18 貸出記録には 個人の無時期とが原味されます。よって その利用表が何を書きて
いるか、何に興味があるか、ということを知るための手掛かりとなると考えられますが、
児童理解、生徒の内面を理解することを目的として、クラス担任等の先生から、貸出記録
を見たい、と言われたことはありますか?

    経験がある(それはどのようなケースでしたか? 空棚に具体的に記入してくたさい)

2) 経験はない →020 へ
 <例>「最近、○○君の様子がちょっとおかしいのですが、何か悩みの本などを読んでいませ
 んか?」「進器指導の資料にしたいので、クラス全員分の貸出記録を見せてください」
 <経験がある(具体的に)>
Q18 で、1)経験がある。と回答された方にお伺いします
Q19 児童·生徒理解を目的として、個人の貸出記録を教えて欲しい、と要望された場合。
どのように対処しましたか?
1) タイトルを含む貸出記録を伝えた
```

全負にお伺いします

Q21 学校図書館内で、心配な読書傾向を持つ利用者をたまたま見かけた場合、あるいは 察知した場合、学校四書館職員として、どのように対処するのがよいと思いますか? 選 択肢に完全に一致するものがない場合は、最も近い選択肢に△をつけ、異なる部分につい で「3)その他」としてご記入下さい。また、ご意見があれば、空間にご記入ください。 <例>性形染症の治療法が書かれた本を真剣に読んでいた、家庭内暴力に関する本ばかり を信りて帰る、『いじめられた時に読む本』を熱心に読んでいた、戦争関係の写真集ばかり 嫌んでいる など

1) 個人の読書に関するブライバシーは保護するべきなので、特に何もしない・干渉しない 2) 放ってはおけないので、クラス担任、養護教員等に相談する 3) その他

全自にお伺いします

Q22 貸出記録は、図書館句に残されている限り、読書指導や児童・生活理解のための資 料として活用される可能性があります。 クラス担任等からタイトルを含む貸出記録を求め られた場合には、学校図書館歌舞は、貸出記録をクラス担任等へ提供するかどうか、とい う難しい決断を迫られます。公共図書館では、こうした問題に対処するため、返却と同時 に貸出記録を消去し、連卸後の照念に対しては、「貸出記録は残っていないので、答えられ ません。直接本人に聞いてください」という対応をとっています。学校図書館では、貸出 記録を返却と同様に消去しないところもありますが、以上のような問題をふまえて考えた 場合、貸出記録は遊却と同時に消去した方がよいと思いますか? なお、公共図書館では、 個人の貸出記録を逃却率に消去しても、全体の貸出開放、男女別場合けなどのデータは吸い 上げることができるシステムを導入しています。

1) 公共図書館と同じように、過却数3独さない(過却時に消去した)方がよいと思う 2) 消去しない方がよいと思う (理由を記入してください)

```
9) 読書傾前のみ伝えた(具体的なタイトには伏せた) <例>「字形の本が好きみたいで
 3) #B@21.7-
 4) その他
全側にお伺いします
   今後、もし、児童・生徒理解を目的として、クラス担任の先生等から、個人の貸出
記録(タイトルを含む)を強く求められたら、どのように対処するのがよいと思いますか?
資訊時 1)~6%に完全に一致するものがない場合は、最も近い資訊版となるづけ、異なる部
分について「7) その他」としてご記入下さい。また、ご意見があれば、8)にご記入くだ
 1) 児童生徒の情報を数量と共有1. 教育指摘に利用することは常校では当然のことであ
   り、貸出記録(タイトルを含む)を積極的に伝えるべきだと思う
 2) 伝えるのはよくないと思うが、蔵書構成上、学校図書館では、公共図書館のように、
   他人に知られることが恥ずかしいような本は置いていないので、貸出記録(タイトル
   を含むを供えても続に問題さ起こらないと思う
 3) 伝えるのはよくないと思うが、学校図書館職員は、学校内に一人しか配置されていな
   い場合が多く、立場が弱いため、強く求められたら、貸出記録(9ィトルを含む)を提供せ
   ざるをきたいと思う
 4) 他人に知られるのが恥ずかしいような本については、子どもたちは学校図書館では借
   りずに、館内で読んでおり、実際には、クラス担任に伝えてもそれほど問題はないの
   で、信息部級/カフトル本令が/本信ラテもといり買う
 5) 具体的なタイトルはできるだけ伝えず、読書傾向のみを伝えるべきだと思う
 6) タイトル、読書傾向を聞わず、どのような理由があっても、貸出記録は一切、伝えて
  はならないと思う
 7) その他
 8) ご音見
```

裏面に続きます 6

(5) **その**値

全員にお伺いします

- Q23 貸出記録の取り扱いについて、個人情報、ブライバシー保護上、気を付けているこ とはありますか? (独裁回答可)
 - 延滞督促の際に、督促票を直接本人に渡す、督促票にタイトルを書かない、タイトル 部分を内側に折ってからクラス担任に渡す、など本人以外にはタイトルが伝わらない ように配成している
- 予約リクェストの通知の際に、連絡票を直接本人に渡す、連絡票になイトルを書かな。 い、タイトル部分を内側に折ってからクラス担任に渡す、など本人以外にはタイトル が伝わらないように配慮している
- 3) 図書委員(明音・生徒)には貸出業務を担当させていない
- 4) 図書委員会(児童・生徒)に貸出業務を一部任せているが、事前に貸出記録がブライバ シーであること、利用者の貸出記録を無断で知ろうとしてはいけないこと、個人の読 書内容についてうわざ話をしてはいけないことなど伝えている
 5) 図書館オリエンテーションや図書館だより等を通じて、児童生徒全体に、貸出記録が
- プライバシーであること、他人の貸出記録を無断で知ろうとしてはいけないことなど を伝えている
- 6) 職員会議等で、他の斡輸員に対して、貸出記録がブライバシーであること、児童生徒 個人の貸出記録を無断で知ろうとしてはいけないことなどを伝えている
- 7) 特に何もしていない

8) その他

全員にお伺いします

Q24 学校図書館問題研究会では、1990年に「のぞましい貸出方式が構えるべき 5 つの 条件」という指針を公表し、その中で、①貸出記録がブライバシーであること、②軟育的 な用途であっても利用してはならないこと、②退却後、記録が残らない貸出方式が望まし いこと、などを提案しています。この指針をご存じでしたか? (誰しくは同封資料をご覧 下さい)

1) 知っていた

9) 知らなかった

ご協力ありがとうございました

脚注

- 1 「図書館情報学用語辞典」によると、「ブラウン式貸出方式」は、「公共図書館向きの貸出方式」とされ、「日本では1960年代以降多くの公共図書館で採用された」と定義されている(第2版、2002、p.207)。
- ² 1980年代の学校図書館界におけるブラウン式の導入に対する議論については、拙著「学校図書館文献 (1965-1989) にみる「図書館の自由」 貸出記録の管理と教育的利用に関するプライバシー意識を中心に」(『沖縄国際大学日本語日本文学研究』 第 9 巻第 2 号、2005.3、pp.1-28) にて詳しく論じている。
- 3 神奈川県立高等学校図書館において、個人情報保護条例の施行に伴い、貸出方式の見直しが行われた経緯については、拙著「個人情報保護制度における「貸出記録」の解釈 神奈川県立高等学校図書館を事例として」(「沖縄国際大学日本語日本文学研究、第12巻第1号、pp.27-48) にて詳しく論じている。
- 4 調査結果の詳細は、拙著「学校図書館における貸出記録の保有期間に関する一考察 沖縄県内学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査より」 *沖縄国際大学日本語日本文学研究。第12巻第2号、2008.3、pp.13-38参照
- 5 アンケート調査は、「学校図書館における貸出記録の取り扱いに関するアンケート調査」と題し、学校図書館問題研究会貸出方式研究グループと神奈川県高等学校図書館協議会による協力の下で実施した。2007年5月17日に開催された「神奈川県高等学校図書館協議会総会」において、参加者へと調査用紙と返信用封筒を配付、回答の締め切りを2007年6月22日と設定し、6月30日到着分までを集計対象とすることとした。配布数は194であり、回収数は97であった(回答率50.0%)。なお、「神奈川県高等学校図書館協議会総会」には県立高校の担当者(県立高等学校の図書館担当事務職員)以外にも、市立高校、私立高校の担当者も参加しており、アンケート用紙はこれらの学校図書館担当者にも配布しているが、本調査では、神奈川県個人情報保護条例と貸出記録の管理方法との関わりを論じるため、私立、市立高校の図書館担当者からの回答はこの数値には含めていない。回答者の内、司書有資格者は95人(2名は無回答)。
- *研修講座は、午前中に筆者による講演、午後は筆者も含めた参加者(県立高等学校の図書館担当事務職員)によるグループ (10人前後) ごとの討議が行われた。筆者の提案により4つの討議テーマを設定し(そのうち3つが本稿にて取り上げた問題)、グループ毎に議論してもらった。グループ討議終了後に全体での意見交換を行い、研修終了後に、参加者ごとに4つのテーマに関する意見を記入した用紙を提出してもらった。研修参加者は125人、用紙の回収数は122(回収率97.6%)であった。
- ⁷ 学校図書館における貸出記録の保護と教育指導との関わりについての日本図書館協会図書館の自由委員会の見解は、「図書館の自由に関する宣言 1979年版」解説。第2版 (日本図書館協会、2004、pp.38-39) 掲載の「外部とは」という文章に示されている。
- * 例えば、司書教諭資格課程受講生向けのテキストでは、「教員は子どもの読書意欲、興味、関心を開発し、読書領域の拡充に配慮する手がかりとして(個人カードの)記録を活用したい」、「学校教育において成員間で読書事実を知らない、知らせないことが読書の自由を保障することではない。読書の自由の本質を指導しなければ、読書活動はあっても読書教育・読書指導は存在しない」、「学校図書館の活動や読書指導においては、公立図書館がその目的を達する手段として設けている組織の活動とは異なり、指導機関として教育に必要な資料の扱いをなすべきである」とする意見もみられる(山本順一・二村健監修「読書と豊かな人間性、学文社、2007.4、p.114、p.117-118、引用部分は黒澤浩氏担当)。
- 。『かながわの個人情報保護ハンドブック』は、2006年度までは冊子として毎年出版されていたが、2007年度からは冊子の刊行は中止され、インターネット上で「条例の解説」と題して公開されている。(http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/

iohokokai/koiin/ioureichikujou.pdf. 2008.8.15アクセス) 本稿の引用は冊子体版 (2006年版) による。

- 10 神奈川県県民部情報公開課編『かながわの個人情報保護ハンドブック』平成18年版、神奈川県県民部情報公開課、2006、p80
- 11 詳しくは拙著「個人情報保護制度における「貸出記録」の解釈 神奈川県立高等学校図書館を事例として」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第12巻第1号,2007.10参照
- ¹¹「個人情報事務登録簿の検索・閲覧」 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/johokokai/jimukensaku.htm, 2008.8.16アクセス
- ³³ 神奈川県県民部情報公開課編『かながわの個人情報保護ハンドブック』平成18年版、神奈川県県民部情報公開課、2006, p.83 ³⁴ ただし、第9条には、2項として、個人情報を目的外に利用した場合には、「その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない」と記されている。
- ¹⁵ 拙著「「生活指導の一部としての読書指導」論 昭和20年代学校図書館文献を中心に」「沖縄国際大学日本語日本文学研究。 第7巻第2号, pp.1-28
- * 拙著「沖縄県学校図書におけるプライバシー保護の現状に関する調査 貸出記録の目的外使用問題を中心として」「沖縄国際大学日本語日本文学研究」第9巻第1号,2004.12、「学校図書館における貸出記録の保有期間に関する一考察 沖縄県内学校図書館における貸出記録の管理状況に関する調査より」「沖縄国際大学日本語日本文学研究」第12巻第2号,2008.3参照。
- 17 図4の写真は、神奈川県立高校図書館にて2006年9月に筆者が撮影、2枚とも学校は異なる。
- 18 日本図書館協会図書館の自由委員会編著『「図書館の自由に関する宣言 1979年版」解説』第2版(日本図書館協会,2004,pp.38-39に掲載されている「外部とは」と題する文章にその見解が示されているが、表現に曖昧な点があるため、2007年8月~10月にかけてメールにて自由委員会の見解を確認した。
- "渡辺辺重夫「個人情報の保護と学校図書館 プライバシー権と結びつけて(1)(2)」 "学校図書館 491-492, 1991.9-10, pp.63-65, pp.67-69、渡辺重夫「教育改革の視座としての学校図書館(III) 学校図書館と子どものプライバシーの権利」"日本私学教育研究所紀要。第29号(1), 1994.3, pp.295-318、塩見昇「図書館の自由における「利用者の秘密」」"図書館は利用者の秘密を守る。(図書館と自由第9集), 日本図書館協会、1988.3, pp.10-25、塩見昇「プライバシーの尊重」"学校図書館。507, 1993.1, pp.27-32
- ** 当時の状況をまとめたレポートに、「個人情報保護条例の施行に伴う図書貸し出し方式の改善への協力について (依頼)」 と題する教育庁から SLA あての依頼文書が掲載されている。(『図書専門委員会活動報告』1990年度,神奈川県高等学校教 職員組合,1991, p.21)
- **「『県個人情報保護条例の施行迫る』県、氏名・書名の同一カード併記方式について改善を要請」『図書専門委員会活動報告』 1990年度,神奈川県高等学校教職員組合,1991,p.17
- 準 神奈川県学校図書館研究会が1989年に実施したアンケート調査によると、個人名と書名を併記する貸出方式を採用していた高等学校図書館は、全体の85%を占めている。(「図書館専門委員会活動報告」神奈川県高等学校教職員組合,1990,p.13) 当時の資料によると、教育委員会側からの通達の中に、「貸し出し業務のコンピュータ化を進めつつある学校にとっても、
- 暫定的な改善も配慮することが適切である」とされているだけであり、コンピュータによる貸出方式についての言及はなされていない。(「個人情報保護条例の施行に伴う学校図書館の図書貸し出し方式の改善の基本方針について」1991年3月5日(校長会理事会におろされた高校教育課の基本方針)「図書専門委員会活動報告,1990年度、神奈川県高等学校教職員組合、

1991, pp.27)

- 神奈川県県民部情報公開課編 かながわの個人情報保護ハンドブック。平成18年版、神奈川県県民部情報公開課、2006、p.125
- **「図書館実態調査結果報告・学校司書専門委員会アンケート」2004.5、pp.24-26 神奈川県立図書館の関係者より入手した資料のため、出典の詳細は不明。
- ** 残る 1 校は「6) 貸出記録は利用者の在学期間中、図書館が管理し、卒業時に記念として、利用者に贈呈する」という項目を選択している。アンケート用紙の空欄に「希望者のみに贈呈。残った分は年度内に処分。ただし来年度より記録の残らない方式に変更の予定」とする記入があった。
- 『「個人情報保護条例の施行に伴う学校図書館の図書貸し出し方式の改善の基本方針について」1991年3月5日 (校長会理事会におろされた高校教育課の基本方針) 「図書専門委員会活動報告』1990年度、神奈川県高等学校教職員組合、1991、pp.25-27 総合・
 ② 鈴木正朝監修「個人情報保護法を理解する30問。ダイヤモンド社、p.8-9
- ** 大学図書館向けのシステムとしては、「My Library」(富士通)、「My CARIN」(京セラ丸善システムインテグレーション)などがある。また、公共図書館でも、「個人の貸出履歴を暗号化してセキュアに(セキュリティ管理をして)提供」する図書館情報総合システム「LOOKS/P」(日立)が、深川市立図書館に導入されている。(鈴木啓子「「貸出五条件」の論点」「もう一度、「貸出五条件」を考えよう!記録集 学校図書館問題研究会第6回研究集会。学校図書館問題研究会,2008.5,p.5.8)
- ③ 「IPA: 2007年度第Ⅰ期「未踏ユース」」にて、「本の向こうに誰かが見える 利用者の "つながり" を創る、次世代図書館情報システム」が採択されている。(詳しくは http://www.shizuku.ac/参照, 2008.8.15アクセス)
- 31 調査当日は時間の制約もあり公式な回答は得られなかったが、後日 (2007年8月9日)、「【神奈川県】学校における図書委員による図書貸出事務の補助について」と題する電子メールにて回答が寄せられた。
- ** この他にも「なお、図書貸出事務においては、図書の貸し出しの際、図書委員が介在する形で利用者の個人情報 (氏名等)を本人外収集することとなるが、これについても、同様の理由から、黙示的な本人の同意に基づく収集 (条例第8条第3項 第2号)に該当するものと考えられる」とする注意書きもみられた。
- □ 研修会当日は「司書以外の第三者 (図書委員や教員)」として、貸出事務を担当する人物に司書教諭などの教員を含めていたが、本稿では図書委員による貸出事務に関する記述のみを集計して分析している。
- 44 自由記入形式のため、回答用紙にその理由が記されていないものもあり、回答数は参加者数とは一致していない。